

シェパード・マリン法律事務所
虎門中央法律事務所 大阪事務所

米国再建的倒産手続（チャプター11）における米国の会社又は資産の譲受
－ いかにして会社は価値のある資産を取得するか －

Acquisitions of U.S. Companies and Assets in Chapter 11 Bankruptcy:
How Companies Can Successfully Acquire Valuable Assets

米国では、苛烈な製造物責任、懲罰賠償制度などがあるため、技術やノウハウに特筆すべきものを持っているものの経済的苦境にある会社を M&A により取得するには、日本の再建的倒産手続の母法ともいえる米国のいわゆるチャプターイレブンが通常のビジネスとして用いられています。しかし、チャプターイレブンの現在の実務については、日本では広く紹介されているともいえません。ティリングハスト弁護士が来日されるのを機に、大阪で、企業の皆さん、法律実務家の皆さんに、チャプターイレブンとこれをもちいての会社（財産）の取得の方法について、講演を依頼しました。きっと皆様の実務のご参考になるとと思いますので、是非ふるってご参加下さい。

【 日 時 】 平成 28 年 6 月 8 日（水）
15 時 00 分 から 17 時 00 分（受付：14 時 30 分より）

【 会 場 】 大阪弁護士会館 10 階 1001・1002 会議室
※会場案内図をご覧ください。

【 講 師 】 弁護士 エドワード・H・ティリングハスト 3 世



シェパード・マリン法律事務所 ニューヨークオフィス パートナー
レイクフォレストカレッジ学士号、シカゴセントカレッジ法務博士号

ティリングハスト弁護士はシェパード・マリン法律事務所のパートナーでありファイナンス・倒産部門のグループリーダーでもある。1997 年以降は同事務所の上海オフィスにも定期的に滞在し、倒産手続に関連する訴訟の代理人を務めている。

ティリングハスト弁護士は、再生手続、国際倒産手続、債権者の権利および関連訴訟、財務悪化企業の買収、破産関連のアドバイスを専門とする。アジア、オーストラリア、ヨーロッパ、ロシア、南米および米国という多くの地域に顧客を持ち、米国最高裁判所、第 2・第 3 区巡回控訴裁判所、多数の破産裁判所、地方裁判所の訴訟で代理人を務めた経験を持つ。債務者、債権者委員会、機関投資家、信託管理人、ディストレスト資産購入者を代理してきた。又、チャプターイレブン関連の案件でも重要な役割を果たしてきた。（例：アメリカン航空：債務者特別代理人、アロハ航空：債務者特別代理人、エンロン：債権者/資産取得者、リーマン・ブラザーズ：債権者、ウェスタン・ユニオン：債務者他多数）

ティリングハスト弁護士は、2009 年、2014 年、2015 年に Legal 500 誌の破産 & 国際再建手続分野にて選出された。他にも Expert Guides 誌にて 2015 年にはバンキング、ファイナンス、取引法分野の The World's Leading Lawyers に、2013 年及び 2014 年には破産・再生手続の Leading Lawyers に選出される等の数々の受賞歴を有している。

【 司 会・逐次通訳】

弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子

虎門中央法律事務所 大阪事務所 所長

1983 年大阪大学法学部卒、1996 年シカゴ大学ロースクール LLM 終了

M & A、知財、倒産事件等多種の企業法務を専門とする。過去にも M & A に関するセミナーを多数行う。

弁護士・ニューヨーク州弁護士 佐藤 有紀

一橋大学法学部卒・南カリフォルニア大学ロースクール LLM 終了

外資系渉外法律事務所等において多くのクロスボーダー案件に関与した後、2013 年 10 月より弁護士法人苗村法律事務所（現弁護士法人虎門中央法律事務所）東京事務所。多数の M&A、投資、資本業務提携等のプロジェクトに関与し、ストラクチャリング、契約作成・交渉、法令や取引所規則に基づく届出等を行っている。

※申し込み方法等は裏面をご覧ください。

【定員】 50名

【言語】 英語/日本語（英語は逐次通訳対応）

【参加費】 無料

【申込方法】 参加申込書に必要事項をご記入の上 Eメール又は F A Xにてお申込ください。

【申込締切日】 平成28年5月31日（火）
※定員になり次第締切らせていただきます。

会場案内

● 大阪弁護士会館 10階
1001・1002会議室
(大阪府大阪市北区西天満 1-12-5)

- ◇ 京阪中之島線「なにわ橋駅」出口1より徒歩5分
- ◇ 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」1番出口より徒歩10分
- ◇ 地下鉄・京阪本線「北浜駅」26号階段より徒歩7分
- ◇ J R東西線「北新地駅」より徒歩15分



平成28年6月8日「米国倒産法を用いたM&Aセミナー」参加申込書

下記にご記入の上、虎門中央法律事務所大阪事務所宛に Eメール、F A X、または郵便でお申し込みください。後日 Eメールで受講票をお送り致します。受講日当日にご持参ください。

FAX 番号:06-4709-0131

e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名			
住所	〒		
電話番号			FAX 番号
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mail アドレス

* 直前や無断でのキャンセルは会場の都合もありませんのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お申込・ご照会先 : 虎門中央法律事務所大阪事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2丁目6番8号 堂島ビルディング 7階

TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131